（案）小中学校児童生徒用机天板修繕契約書

那覇市（以下「甲」という。）と※契約業者※（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要領を次のとおりとする。

(1) 修繕対象物品　　小中学校児童生徒用机（各小中学校の指定する机）
(2) 数　　量　　別紙「契約一覧」のとおり
(3) 規格（仕様）　　別紙「修繕仕様書」のとおり
(4) 契 約 金 額　　￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇　（消費税及び地方消費税込み）
(5) 契約保証金　　※那覇市契約規則第 30 条第〇号に該当する場合は免除する※
(6) 納 入 期 限　　令和８年 10 月 30 日（金）
(7) 納 入 場 所　　那覇市教育委員会が指定する場所
(8) 特 約 事 項　　アフターサービスの要請があれば、速やかに対処すること

（修繕等）

第２条　乙は、別紙修繕仕様書を内容とした修繕を、別紙契約一覧に表記された各小中学校にて行うものとする。

２　乙は、修繕が完了したときは直ちに検収書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第３条　甲は、前条の規定により、修繕完了の通知を受けたときは、物品の検査を行うものとする。

２　前項の検査に合格しない時は、乙は、直ちに取り替え、又は補修等を行い修繕期限内又は甲の指定する期日までに改めて検査を受けなければならない。

３　乙は、検査に立ち会わない時は、その検査につき異議を申し立てることはできない。

４　乙が、取り替え又は補修等に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただしこれにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（修繕物品の引き渡し）

第４条　乙は、修繕物品が甲の行う検査に合格した時は、納入場所において遅滞なく当該物品を甲に引き渡さなければならない。

（契約不適合責任）

第５条　引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は乙に対し、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求し、あるいは、乙の負担で甲自ら履行の追完を行うことができる。甲自ら履行の追完を行う場合において、乙に生じた損害について、甲はその賠償の責任を負わないものとする。

3　前 2 項の規定は、引き渡しを受けた日から 1 年以内でなければ請求できない。ただし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。

4　第 1 項及び第 2 項の規定は、甲による損害賠償請求及び第 10 条第 1 項による解除権の行使を妨げない。

（危険負担）

第 6 条　修繕物品引き渡し前に修繕物品について生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（修繕期限の延長）

第 7 条　乙は、天災地変その他乙の責めに帰すべきことができない理由により修繕期限内に物品を修繕することができない時は、修繕期限内に、その理由を明記した書類を添えて甲に対して修繕期限の延長を求めることができる。その延長期日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（履行遅滞）

第 8 条　乙の責めに帰すべき理由により、修繕期限内に物品を修繕することができない場合において、期限後に修繕見込みがある時は、甲は遅延違約金を徴収して修繕期限を延長することができる。

2　前項の遅延違約金は修繕期限の翌日から納入した日までの日数 1 日につき、遅延部分に相当する代価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法に定める率」という。）を乗じて計算した額とする。

（代金の請求及び支払い）

第 9 条　代金の支払いは、検査に合格した後、乙の提出する適正な支払請求書に基づき、その請求を受理した日から 30 日以内に支払う。

2　甲は、自己の責に帰するべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき支払遅延防止法に定める率で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

（解除）

第 10 条　甲は乙が次の各号のいずれかに該当する時は、契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が本契約を履行しないとき、又は履行しない恐れがある場合。

(2) 天災その他やむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった場合。

(3) 修繕期限内に物品の引き渡しができないとき又は修繕期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき。

(4) 乙から契約解除の申し出があった場合。

(5) 乙が契約の締結又は履行について不正の行為をした場合。

(6) その他乙又はその代理人が本契約に違反した場合。

2　前項第 3 号から第 6 号に該当する場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

3　甲は、本契約に関して乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したときは、本契約を

解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

4　乙、又は乙との間に本契約に係る物件等の購入契約その他契約を締結する者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると判明したときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

5　第1項、第3項及び第4項の規定により契約が解除された場合は、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第11条　前条第1項、第3項及び第4項による契約解除により、甲が同条第5項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。

2　この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第12条　甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号に該当することを確約する。

(1) 第10条第4項の反社会的勢力ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自分の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ　その他前各号に準ずる行為

2　甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア　前項第1号から第3号の確約に反する表明をしたことが判明した場合

イ　前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ　前項第5号の確約に反した行為をした場合

3　前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。
4　第 2 項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（権利の譲渡の禁止）
第 13 条　乙は、甲が特に承認した場合の外、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。

（相殺）
第 14 条　甲は、本契約において乙から支払いを受けるべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき代金とを相殺することができ、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。

（合意管轄）
第 15 条　本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（協議）
第 16 条　この契約書に定めのない事項または本契約の規定に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、各自記名押印の上、各自がその１通を所持する。

令和８年　　月　　日

甲　　那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市
那覇市長　　知念　覚　　印

乙

印